



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年12月4日火曜日 第1919号

◇ 目 次 ◇

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則.....1279

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定.....1280
- 指定居宅介護支援事業者の指定.....1280
- 指定介護予防サービス事業者の指定.....1281
- 指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....1281
- 指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....1281
- 指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....1282
- 指定居宅サービス事業の廃止.....1282
- 指定居宅介護支援事業の廃止.....1282
- 指定介護予防サービス事業の廃止.....1282
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....1283
- 土地改良区役員の就退任の届出.....1283
- 公有水面埋立免許の出願.....1283
- 道路の区域変更(一般国道319号).....1284
- 道路の供用開始(").....1284
- 道路の供用開始(県道粟井浅海線).....1285
- 道路の区域変更(一般国道197号).....1285

- 道路の供用開始(").....1285
- 開発行為に関する工事の完了.....1285

監 査 公 表

- 監査結果に基づく措置の公表.....1286
- 総務管理課、人事課、財政課、税務課、市町振興課、私学文書課、行政システム改革課、企画調整課、交通対策課、統計課、情報政策課、秘書課、広報広聴課、県民生活課、男女参画課、県民活動推進課、人権対策課、消防防災安全課、危機管理課、環境政策課、廃棄物対策課、自然保護課、保健福祉課、健康増進課、薬務衛生課、子育て支援課、障害福祉課、長寿介護課、産業政策課、労政雇用課、産業創出課、経営支援課、観光交流課、国際交流課、農政課、農業経済課、農地整備課、農業経営課、農産園芸課、畜産課、林業政策課、森林整備課、漁政課、水産課、漁港課、土木管理課、用地課、河川課、水資源対策課、港湾海岸課、砂防課、道路建設課、道路維持課、都市計画課、都市整備課、建築住宅課、出納局、人事委員会事務局、議会事務局、監査事務局、教育総務課、生涯学習課、義務教育課、高校教育課、人権教育課、特別支援教育課、文化振興課、文化財保護課、保健スポーツ課、労働委員会事務局、警察本部.....1286

規 則

○愛媛県規則第48号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和35年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表1(第3条関係) 救助の程度・方法及び期間 1 収容施設の供与 (1) 省略 (2) 応急仮設住宅 ア～カ 省略 キ 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項による期限内(最高2年以内)とする。 2～12 省略	別表1(第3条関係) 救助の程度・方法及び期間 1 収容施設の供与 (1) 省略 (2) 応急仮設住宅 ア～カ 省略 キ 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項 _____ による期限内(最高2年以内)とする。 2～12 省略
別表2(第11条関係) 実 費 弁 償 1 令第10条第1号から第4号までに規定する者 (1) 日当 ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり23,000円以内	別表2(第11条関係) 実 費 弁 償 1 令第10条第1号から第4号までに規定する者 (1) 日当 ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり17,400円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり16,400円以内
 ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり16,500円以内
 エ 救急救命士 1人1日当たり14,600円以内
 オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり16,800円以内
 カ 大工 1人1日当たり15,500円以内
 キ 左官 1人1日当たり15,500円以内
 ク とび職 1人1日当たり15,700円以内

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のオからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

(3) 旅費

職種ごとに(1)のオからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、職員の旅費に関する条例(昭和28年愛媛県条例第6号)において定める額以内とすること。

2 省略

イ 薬剤師 1人1日当たり11,900円以内
 ウ 保健師、助産師及び看護師 1人1日当たり11,400円以内
 エ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり17,200円以内
 オ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり20,700円以内

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のオからオまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

(3) 旅費

職種ごとに(1)のオからオまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、職員の旅費に関する条例(昭和28年愛媛県条例第6号)において定める額以内とすること。

2 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1799号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成19年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870201583	株式会社ソシオ	愛媛県今治市大西町紺原甲828番地1	通所介護	デイサービスセンターオーリーブ	愛媛県今治市大西町紺原甲828番地1	平成19年10月1日
3870201609	株式会社ソシオ	愛媛県今治市大西町紺原甲828番地1	特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム大西	愛媛県今治市大西町紺原甲828番地1	平成19年10月1日
3870301094	株式会社はなみずき介護センター	愛媛県宇和島市保手一丁目5番12号	訪問介護	はなみずき介護センター	愛媛県宇和島市保手一丁目5番12号	平成19年10月1日
3870700618	株式会社新風会	愛媛県大洲市徳森1477番地1	通所介護	デイサービスセンター龍星	愛媛県大洲市柚木字王子ヶ平587番地1	平成19年10月1日
3870106659	NPO法人シン	愛媛県松山市土居田町583番地	通所介護	デイサービスシン	愛媛県松山市土居田町583番地	平成19年10月8日
3870106675	有限会社ティーエムコーポレーション	愛媛県松山市北斎院町1072番地1	通所介護	マウマカンデ重	愛媛県松山市枝松三丁目1番13号	平成19年10月12日
3870106683	株式会社アクト企画	愛媛県松山市井門町675番地	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームマドンナハウス西石井	愛媛県松山市西石井一丁目1番27号	平成19年10月15日
3870106691	株式会社MA	愛媛県松山市南白水二丁目9番地12	訪問介護	訪問介護事業所ケアサポーターわかな	愛媛県松山市南白水二丁目9番地12	平成19年10月19日
3870106709	有限会社エディア	愛媛県松山市北斎院町230番地4	通所介護	通所介護歩風里	愛媛県松山市北斎院町402番地4	平成19年10月22日

○愛媛県告示第1800号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成19年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所は所在地	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870201591	株式会社ソシオ	愛媛県今治市大西町紺原甲828番地1	居宅介護支援	居宅介護支援事業所オリブ	愛媛県今治市大西町紺原甲828番地1	平成19年10月1日
3870106667	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	愛媛県松山市山西町997番地1	居宅介護支援	社会福祉法人恩賜財団済生会在宅介護サービスセンターひばりヶ丘	愛媛県松山市東山町143番地	平成19年10月15日

○愛媛県告示第1801号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成19年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所は所在地	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870201583	株式会社ソシオ	愛媛県今治市大西町紺原甲828番地1	介護予防通所介護	デイサービスセンターオリブ	愛媛県今治市大西町紺原甲828番地1	平成19年10月1日
3870201609	株式会社ソシオ	愛媛県今治市大西町紺原甲828番地1	介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム大西	愛媛県今治市大西町紺原甲828番地1	平成19年10月1日
3870301094	株式会社はなみずき介護センター	愛媛県宇和島市保手一丁目5番12号	介護予防訪問介護	はなみずき介護センター	愛媛県宇和島市保手一丁目5番12号	平成19年10月1日
3873900124	社会福祉法人松野町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡松野町大字松丸1661番地13	介護予防訪問介護	松野町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡松野町大字松丸1661番地13	平成19年10月1日
3873900124	社会福祉法人松野町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡松野町大字松丸1661番地13	介護予防訪問入浴介護	松野町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡松野町大字松丸1661番地13	平成19年10月1日
3870700618	株式会社新風会	愛媛県大洲市徳森1477番地1	介護予防通所介護	デイサービスセンター龍星	愛媛県大洲市柚木字王子ヶ平587番地1	平成19年10月1日
3870106659	NPO法人シン	愛媛県松山市土居田町583番地	介護予防通所介護	デイサービスシン	愛媛県松山市土居田町583番地	平成19年10月8日
3870106675	有限会社ティーエムコーポレーション	愛媛県松山市北斎院町1072番地1	介護予防通所介護	マウマカンデ董	愛媛県松山市枝松三丁目1番13号	平成19年10月12日
3870106683	株式会社アクト企画	愛媛県松山市井門町675番地	介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームマドンナハウス西石井	愛媛県松山市西石井一丁目1番27号	平成19年10月15日
3870106691	株式会社MA	愛媛県松山市南白水二丁目9番地12	介護予防訪問介護	訪問介護事業所ケアサポーターわか	愛媛県松山市南白水二丁目9番地12	平成19年10月19日
3870106709	有限会社エディア	愛媛県松山市北斎院町230番地4	介護予防通所介護	通所介護歩風里	愛媛県松山市北斎院町402番地4	平成19年10月22日

○愛媛県告示第1802号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所は所在地	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870102658	有限会社エディア	愛媛県松山市北斎院町230番地4	訪問介護	あゆみ介護	愛媛県松山市南江戶三丁目8番10号	愛媛県松山市北斎院町402番地4	平成19年10月1日

○愛媛県告示第1803号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支援 事業者の開設者 の名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は所在地	サービスの 種類	指定居宅介護支援事業所			届出 年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3870103326	有限会社エディア	愛媛県松山市北斎院町23 0番地4	居宅介護 支援	指定居宅介護支援事業 所あゆみ	愛媛県松山市南江戸 3-8-10	愛媛県松山市北斎院 町402-4	平成19年 10月1日

○愛媛県告示第1804号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定介護予防サービス 事業者の開設者 の名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は所在地	サービスの 種類	指定介護予防サービス事業所			届出 年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3870102658	有限会社エディア	愛媛県松山市北斎院町23 0番地4	介護予防 訪問介護	あゆみ介護	愛媛県松山市南江戸 三丁目8番10号	愛媛県松山市北斎院 町402番地4	平成19年 10月1日

○愛媛県告示第1805号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所を廃止した旨の届出があった。

平成19年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅サービス 事業者の開設者 の名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は所在地	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3870101908	株式会社ビッグウッド杉 木	愛媛県松山市森松町664 -3	福祉用具貸与	株式会社ビッグウッド福 祉用具貸与事業所	愛媛県松山市森松町664 -3	平成16年3月31日
3870106022	ソーシャルリンク株式会 社	愛媛県松山市本町六丁目 6番地7ロータリー本町 313	通所介護	デイセンターまるく	愛媛県松山市問屋町8番 30号問屋町マンション1 階	平成19年9月30日
3870500232	社会福祉法人ふたば会	愛媛県新居浜市船木959 -3	訪問入浴介護	指定訪問入浴介護事業所 ふたば荘	愛媛県新居浜市船木959 -3	平成19年9月30日
3863390427	医療法人順風会	愛媛県松山市天山町2- 3-30	訪問看護	訪問看護ステーション長 安	愛媛県東温市志津川29- 1	平成19年10月1日

○愛媛県告示第1806号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所を廃止した旨の届出があった。

平成19年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支援 事業者の開設者 の名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は所在地	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3857780153	医療法人財団慈強会	愛媛県松山市高井町1211	居宅介護支援	老人保健施設高井の里	愛媛県松山市高井町1203	平成19年9月30日
3863390427	医療法人順風会	愛媛県松山市天山町2- 3-30	居宅介護支援	訪問看護ステーション長 安	愛媛県東温市志津川29- 1	平成19年10月1日

○愛媛県告示第1807号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所を廃止した旨の届出があった。

平成19年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる住所又は事務所の所在地	サービスの種類	廃止に係る指定介護予防サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3870106022	ソーシャルリンク株式会社	愛媛県松山市本町六丁目6番地7ロータリー本町313	介護予防通所介護	デイセンターまるく	愛媛県松山市問屋町8番30号問屋町マンション1階	平成19年9月30日
3870500232	社会福祉法人ふたば会	愛媛県新居浜市船木959-3	介護予防訪問入浴介護	指定訪問入浴介護事業所ふたば荘	愛媛県新居浜市船木959-3	平成19年9月30日

○愛媛県告示第1808号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
(仮)西の土居ショッピングセンター	新居浜市西の土居一丁目153番地他	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	ダイキ株式会社 午前7時から 午後9時45分まで マックスバリュ西日本株式会社 午前7時から 午後9時45分まで 株式会社大屋 午前10時から 午後9時45分まで	ダイキ株式会社 午前7時から 午後9時45分まで マックスバリュ西日本株式会社 午前7時から 午後9時45分まで 株式会社大屋 午前9時から 午後9時45分まで	平成19年11月22日	平成19年11月20日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1809号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市庄内土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成19年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	秋山 茂	新居浜市庄内町二丁目6番13号

○愛媛県告示第1810号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、今治

地方局建設部及び今治市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成19年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

今治市大西町脇甲1825番27から同1832番を経て同1726番1に至る間の地先公有水面

イ 区域

次の1点から19点を順次直線で結んだ線並びに19点と1点

を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+2.00メートル）における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（今治市大西町脇甲1825番35地内の国土地理院「第3465号」一等水準点）は、北緯34度03分42秒、東経132度54分46秒の地点

1点は、基点から真北343度39分42秒83.06メートルの地点

2点は、1点から真北78度01分02秒23.95メートルの地点

3点は、2点から真北74度10分06秒19.80メートルの地点

4点は、3点から真北73度51分59秒10.00メートルの地点

5点は、4点から真北75度16分33秒2.47メートルの地点

6点は、5点から真北345度40分37秒2.55メートルの地点

7点は、6点から真北75度40分37秒12.60メートルの地点

8点は、7点から真北165度40分37秒2.53メートルの地点

9点は、8点から真北76度09分16秒5.34メートルの地点

10点は、9点から真北77度06分34秒10.14メートルの地点

11点は、10点から真北78度03分51秒10.14メートルの地点

12点は、11点から真北79度01分09秒10.14メートルの地点

13点は、12点から真北79度58分27秒10.14メートルの地点

14点は、13点から真北80度55分44秒10.14メートルの地点

15点は、14点から真北82度06分11秒20.13メートルの地点

16点は、15点から真北82度14分35秒19.94メートルの地点

17点は、16点から真北80度53分11秒19.60メートルの地点

18点は、17点から真北76度44分30秒19.26メートルの地点

19点は、18点から真北71度09分10秒15.57メートルの地点

ウ 面積

1,937.93平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

今治市大西町脇甲1825番27から同脇甲1726番17に至る間の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からT点までを順次直線で結んだ線並びにT点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（今治市大西町脇甲1825番35地内の国土地理院「第3465号」一等水準点）は、北緯34度03分42秒、東経132度54分

46秒の地点

A点は、基点から真北338度22分08秒68.05メートルの地点

B点は、A点から真北5度58分04秒26.83メートルの地点

C点は、B点から真北77度03分11秒37.43メートルの地点

D点は、C点から真北75度47分59秒48.53メートルの地点

E点は、D点から真北81度41分16秒64.84メートルの地点

F点は、E点から真北78度46分53秒44.72メートルの地点

G点は、F点から真北71度02分59秒16.71メートルの地点

H点は、G点から真北145度02分20秒14.77メートルの地点

I点は、H点から真北242度03分30秒9.63メートルの地点

J点は、I点から真北238度54分16秒14.75メートルの地点

K点は、J点から真北236度48分50秒6.47メートルの地点

L点は、K点から真北6度22分08秒2.43メートルの地点

M点は、L点から真北255度04分31秒7.07メートルの地点

N点は、M点から真北249度27分47秒1.06メートルの地点

O点は、N点から真北256度17分58秒41.37メートルの地点

P点は、O点から真北254度18分56秒9.20メートルの地点

Q点は、P点から真北262度11分22秒23.12メートルの地点

R点は、Q点から真北258度44分14秒9.29メートルの地点

S点は、R点から真北255度15分05秒41.20メートルの地点

T点は、S点から真北256度48分03秒43.30メートルの地点

ウ 面積

4,980.81平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地 約1,620平方メートル

護岸用地 約310平方メートル

水路用地 約10平方メートル

4 出願年月日

平成19年11月14日

○愛媛県告示第1811号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
一般国道	319号	四国中央市具定町字日之尾山乙64番29から同町字分木乙55番1まで	旧	メートル 5.7~23.0	キロメートル 0.161	
			新	11.0~39.5	0.161	

○愛媛県告示第1812号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	319号	四国中央市具定町字日之尾山乙64番29から 同町字分木乙55番1まで	平成19年12月4日

○愛媛県告示第1813号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	粟井浅海線	松山市中西内外7番8から 同市中西内561番4まで	平成19年12月4日

○愛媛県告示第1814号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	197号	大洲市肱川町宇和川3678番1地先から 同町宇和川4285番2まで	旧	メートル 7.0~38.0	キロメートル 0.470	
			新	12.4~38.0	0.457	

○愛媛県告示第1815号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	197号	大洲市肱川町宇和川3678番1地先から 同町宇和川3758番まで	平成19年12月4日

○愛媛県告示第1816号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年12月4日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
19松局建（開）第42号 平成19年11月20日	東温市南方字広町2317番1、同市南方字厚美2882番5、2882番9、2913番1、2913番2、2913番3、2913番4、2914番、2915番、2917番、2918番、2919番、2922番1、2922番3、2923番1、2923番2、2924番1、2924番2、2926番1、2928番1、2928番2、2929番、2935番1、2935番4、2939番1、2939番2、2940番1、2940番3、2940番4、2941番、2942番1、2942番3、2943番1、2943番3及び2943番3地先農道	高松市朝日町五丁目15番1号 関西陸運株式会社 代表取締役 菊池秀夫

監 査 公 表

○公表第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年12月4日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 白石 友 一
同 岡田 志 朗
同 田中 多佳子

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日	
今 治 工 業 高 等 学 校	平成19年2月2日	
(監査の結果)		
授業料については、納期限内の収入確保に努められたい。		
区 分	収入未済額(円)	備 考
平成18年11月30日現在	1,171,200	
平成19年1月16日(予備監査日)現在	739,200	
(措置の内容)		
授業料の収入未済額については、保護者と面談等により督促し、平成19年3月29日完納した。		
今後も引き続き保護者との連絡を密にし、適期収入に努めたい。		

○公表第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成19年12月4日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 白石 友 一
同 岡田 志 朗
同 田中 多佳子

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
総 務 管 理 課	平成19年11月2日
人 事 課	"
財 政 課	"
税 務 課	"
市 町 振 興 課	平成19年11月1日
私 学 文 書 課	平成19年10月15日
行 政 シ ス テ ム 改 革 課	平成19年11月1日
企 画 調 整 課	平成19年11月2日
交 通 対 策 課	平成19年10月12日
統 計 課	"
情 報 政 策 課	"
秘 書 課	平成19年11月2日
広 報 広 聴 課	平成19年10月15日
県 民 生 活 課	平成19年11月8日

男 女 参 画 課	平成19年10月18日
県 民 活 動 推 進 課	"
人 権 対 策 課	"
消 防 防 災 安 全 課	平成19年10月9日
危 機 管 理 課	"
環 境 政 策 課	平成19年10月18日
廃 棄 物 対 策 課	"
自 然 保 護 課	"
保 健 福 祉 課	平成19年11月8日
健 康 増 進 課	平成19年10月12日
薬 務 衛 生 課	"
子 育 て 支 援 課	平成19年10月30日
障 害 福 祉 課	平成19年10月9日
長 寿 介 護 課	"
産 業 政 策 課	平成19年11月1日
労 政 雇 用 課	平成19年10月15日
産 業 創 出 課	平成19年10月29日
経 営 支 援 課	平成19年10月16日
観 光 交 流 課	"
国 際 交 流 課	"
農 政 課	平成19年11月1日
農 業 経 済 課	平成19年10月9日
農 地 整 備 課	平成19年11月1日
農 業 経 営 課	"
農 産 園 芸 課	平成19年10月16日
畜 産 課	"
林 業 政 策 課	平成19年10月23日
森 林 整 備 課	"
漁 政 課	"
水 産 課	"
漁 港 課	"
土 木 管 理 課	平成19年11月8日
用 地 課	平成19年10月12日
河 川 課	平成19年10月29日
水 資 源 対 策 課	"
港 湾 海 岸 課	平成19年10月10日
砂 防 課	"
道 路 建 設 課	平成19年10月30日
道 路 維 持 課	"
都 市 計 画 課	"
都 市 整 備 課	平成19年11月2日
建 築 住 宅 課	平成19年10月9日
出 納 局	平成19年10月15日
人 事 委 員 会 事 務 局	"
議 会 事 務 局	平成19年10月16日
監 査 事 務 局	平成19年11月16日

教 育 総 務 課	平成19年10月30日
生 涯 学 習 課	"
義 務 教 育 課	平成19年10月10日
高 校 教 育 課	"
人 権 教 育 課	"
特 別 支 援 教 育 課	"
文 化 振 興 課	平成19年10月29日
文 化 財 保 護 課	"
保 健 ス ポ ー ツ 課	"
労 働 委 員 会 事 務 局	平成19年10月23日
警 察 本 部	平成19年11月8日

(監査の結果)

平成18年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 私立学校運営費補助金について、補助金の算定根拠となる園児数の確認が不十分であったため、過大に交付していた。

(私学文書課)

2 代執行費用徴収金については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備 考
17年度	61,404,999	
計	61,404,999	

(廃棄物対策課)

3 生活安定資金貸付金償還金については、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	0	55,944,270	55,944,270	
17年度	72,060	58,305,760	58,377,820	
差引増減	72,060	2,361,490	2,433,550	

(保健福祉課)

4 看護職員修学資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	822,000	378,000	1,200,000	
17年度	572,000	126,000	698,000	
差引増減	250,000	252,000	502,000	

(保健福祉課)

5 児童扶養手当返還金及び児童扶養手当の過誤払金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

(児童扶養手当返還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	1,102,120	28,823,530	29,925,650	
17年度	1,750,170	27,073,360	28,823,530	
差引増減	648,050	1,750,170	1,102,120	

(児童扶養手当の過誤払金)

区 分	収入未済額(円)	備 考
18年度	83,440	
17年度	1,102,120	
差引増減	1,018,680	

(子育て支援課)

6 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	19,689,370	112,557,713	132,247,083	
17年度	18,392,023	100,043,853	118,435,876	
差引増減	1,297,347	12,513,860	13,811,207	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	1,485,092	14,852,302	16,337,394	
17年度	1,313,478	14,273,329	15,586,807	
差引増減	171,614	578,973	750,587	

(子育て支援課)

7 中小企業振興資金特別会計における高度化資金貸付金償還金、施設共同化資金貸付金償還金、繊維工業構造改善資金貸付金償還金及び設備近代化資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

(高度化資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	353,626,000	740,220,000	1,093,846,000	
17年度	750,220,000	0	750,220,000	
差引増減	396,594,000	740,220,000	343,626,000	

(施設共同化資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	0	9,322,779	9,322,779	
17年度	0	9,322,779	9,322,779	
差引増減	0	0	0	

(繊維工業構造改善資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	17,758,000	133,125,563	150,883,563	
17年度	21,810,000	129,851,550	151,661,550	
差引増減	4,052,000	3,274,013	777,987	

(設備近代化資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	0	33,258,998	33,258,998	
17年度	0	34,088,998	34,088,998	
差引増減	0	830,000	830,000	

(経営支援課)

8 中小企業振興資金特別会計における違約金(繊維工業構造改善資金貸付金償還金及び設備近代化資金貸付金償還金に伴うもの。)については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備考
17年度	2,034,008	
13年度	18,230	
計	2,052,238	

(経営支援課)

9 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	3,415,000	21,478,044	24,893,044	
17年度	1,055,000	22,563,044	23,618,044	
差引増減	2,360,000	1,085,000	1,275,000	

(林業政策課)

10 林業改善資金特別会計における違約金(貸付金償還金に伴うもの。)については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備考
16年度	212,646	
15年度	315,747	
計	528,393	

(林業政策課)

11 県有林経営事業特別会計の執行状況については、県営林経営改善計画に基づいた経営改善の取組がなされた結果、単年度の歳入歳出差引歳入不足額は、前年度に比べて減少している。

しかしながら、歳入歳出差引歳入不足額は、昭和59年度以降、毎年度繰上充用の措置が講じられ、平成18年度決算では20億9,000万円余となっており、収支の不均衡が拡大していることから、今後とも健全な経営に向けて、より一層の努力が望まれる。

(森林整備課)

12 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	1,500,000	500,000	2,000,000	
17年度	1,150,000	0	1,150,000	
差引増減	350,000	500,000	850,000	

(漁政課)

13 代執行費用徴収金については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備考
18年度	4,000,000	
計	4,000,000	

(河川課)

14 住宅貸付損害金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	3,172,493	21,529,269	24,701,762	
17年度	3,441,012	18,088,257	21,529,269	
差引増減	268,519	3,441,012	3,172,493	

(建築住宅課)

15 奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	8,208,000	7,448,000	15,656,000	
17年度	4,670,000	5,054,000	9,724,000	
差引増減	3,538,000	2,394,000	5,932,000	

(教育総務課)

16 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	46,103,352	152,145,604	198,248,956	
17年度	46,497,351	108,574,527	155,071,878	
差引増減	393,999	43,571,077	43,177,078	

(人権教育課)

17 公務中の警察車両による事故や警察車両運転者の不注意による自損事故が依然として多発しており、職員意識の高揚と事故防止対策の徹底に、一層努められたい。

(警察本部)

18 放置違反金については、納期限内の収入確保に努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	10,011,000	0	10,011,000	
17年度	0	0	0	
差引増減	10,011,000	0	10,011,000	

(警察本部)